

# 埼玉県立春日部特別支援学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 28 日 策定

平成 26 年 4 月 1 日 施行

はじめに埼玉県立春日部特別支援学校（以下本校）では、いじめ防止対策推進法第十三条に基づき、全ての児童等が安心して充実した学校生活を送れるように、いじめ防止に向けた指導体制を整え、いじめの未然防止や早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合に迅速かつ的確に解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 第1章 いじめを未然に防止するための取組

本校では、全ての教職員が、「いじめは、どこの学校やどの児童生徒にも起こりうるものである」という認識の下、いじめが起きない学校づくりに向けて、企画委員会や生徒指導部を中心に以下の取組をおこなう。

- (1) 日頃の教育活動等を通じて、児童生徒の状況を十分に把握する。
- (2) 特別活動や道徳教育を充実させ、他人を思いやる心を育成する。
- (3) 教育相談を充実させるとともに、いじめのアンケートや個別相談等を実施する。
- (4) 家庭や地域との連携を強化し、いじめの防止や解決を図る。

## 第2章 いじめの早期発見への取組

本校では、いじめの早期発見に向けて以下の取組をおこなう。

- (1) 教室・校内の環境整備に留意し、児童生徒個人の持ち物や公共物についての異変状況を素早く掴み、全体で共有する。
- (2) 児童生徒や保護者等がいじめに係る不安や悩み等の相談を行うことができる雰囲気作りを行う。
- (3) 常時、教育相談を受け付け、スクールカウンセラーの活用によるいじめの早期発見の体制の充実に努める。また、いじめに関する無記名アンケートを実施する。
- (4) 毎年、本校のいじめ対策基本方針を見直すとともに指導の改善に努める

## 第3章 いじめの早期解決への取組

いじめが発生した場合は、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下すべての教職員が迅速に組織的に対応し、いじめの早期解決に向けて以下の取組をおこなう。

- (1) 被害・加害児童生徒及び保護者から十分に事実確認するとともに、周りの児童生徒からの情報収集もおこない、問題の全体像を正確に把握する。
- (2) 被害側の児童生徒の身の安全を最優先に考え、加害側の児童生徒に対しては毅然とした態度で指導を行なう。
- (3) 被害児童生徒に対する心のケア等の支援を行なうとともに、安全で安心できる学習環境を整える。
- (4) いじめ防止対策推進法第二十三条に基づき、いじめに対する措置や結果等を埼玉県教育委員会に報告する。

## 第4章 いじめの防止及び発生時の校内組織

いじめの問題に取り組む校内組織は以下のとおりである。

### (1) 生徒指導部会

毎月1回、生徒指導部で問題傾向の有する児童生徒について、状況や指導内容等についての情報交換を行う。

### (2) いじめ防止対策委員会

いじめが発生した場合の措置を効果的に行うため、校長のリーダーシップの下、「いじめ防止対策委員会」を設置する。その委員は、管理職、教務主任、生徒指導部主任、養護教諭、コーディネーター、当該児童生徒の学部主事、または副主事及び外部の専門家等とする。また、必要に応じて当該児童生徒の学年主任、学級担任を加えることができる。分校では、その委員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、コーディネーター、学年主任及び外部の専門家等とする。また、必要に応じて当該生徒の学級担任を加える。

## 第5章 「重大事態」への対処

いじめ防止対策推進法第二十八条における「重大事態」への対処については、迅速かつ的確に対応するとともに同様の事態の発生を防止するため、以下の取組をおこなう。

- (1) いじめによる重大事態及び緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに管理職へ報告する。
- (2) 報告を受けた校長は、迅速に「いじめ防止対策委員会」を開き、支援体制をとるなどの事態解決にあたる。
- (3) 埼玉県教育委員会と連携し、調査・報告を行い、適切な時期に児童生徒及び保護者に対して説明を行う。また、必要に応じて、警察等の関係機関と連携する。
- (4) いじめの被害児童生徒が、安心して学校生活に戻れるよう、サポートチームを結成し支援を行なう。

## 第6章 ネットいじめの対策

いじめ防止対策推進法第十九条に基づき、インターネットや携帯電話等を通じて行なわれるいじめの対策に意欲的に取り組む。

- (1) 学級活動（ホームルームまたは、ロングホームルーム）や総合的な学習（探求）の時間等を活用して、児童生徒向けのネットの危険性についての学習会を実施する。
- (2) 保護者等の意識啓発に向けて、PTAや講演会等と連携して、保護者等の意識啓発に努める。
- (3) 近年、ネット環境の急激な変化に対して、教職員が対応できるよう、教職員研修会を実施する。

附則

令和7年4月1日改定